

委任状（見本）

令和 8年 9月 1日
（委任状を書いた日を記入）

（宛先）大和高田市長

委任者（頼む方）	住所	大和高田市大字大中98番地4			
	氏名（自署）	高田 太郎			印
	生年月日	大・昭・ 平 ・西暦	5年	1月	1日
	電話番号	0745-〇〇-〇〇〇〇			
私は、下記の者を代理人と定め、次の証明書の交付申請及び受領、届出に関する一切の権限を委任します。					

代理人（窓口に来る方）	住所	大和高田市大字大中98番地10 大和高田マンション205号室			
	氏名	高田 花子			
	生年月日	大・ 昭 ・平・西暦	40年	3月	1日

委任事項 委任する内容の□欄に✓をつけてください。

- 証明書
 - ☒ 住民票（除票を含む）の写し、住民票記載事項証明書の交付申請
※マイナンバー及び住民票コード記載の住民票はご本人宛の郵送となり、即日交付はできません。
 - ☐ 戸籍謄本・抄本（除籍・改製原戸籍を含む）の交付申請
 - ☐ 戸籍の附票（除附票を含む）の写しの交付申請
 - ☐ 身分証明書の交付申請
 - ☐ その他証明書の交付申請（ ）
- 届出
 - ☐ 住民異動届（転入・転居・転出等）
 - ☐ 世帯変更の届出（世帯主変更・世帯分離・世帯合併等）
 - ☐ その他の届出（ ）
- その他
 - ☐ その他（上記項目に当てはまらない事項を委任する場合は、委任内容を具体的にお書きください。）
（ ）

- 注意事項
- ・ 委任状は全て委任者（頼む方）が書いてください。
身体が不自由等で委任者本人が委任状を書くことが困難な場合は、市民課までご相談ください。
 - ・ 委任事項は具体的に書いてください。
 - ・ 消えるボールペンや鉛筆で書かないでください。
 - ・ 戸籍関係の請求の場合は、代理人に本籍地・筆頭者を正確にお伝えください。
本籍地・筆頭者がわからない場合や間違っている場合は委任状があっても証明書を交付できません。
 - ・ 戸籍関係の証明書は本籍地が大和高田市以外の方は委任状による代理請求ができません。
 - ・ 独身証明書は代理人による請求ができません。
 - ・ 代理人の方は本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）をご持参ください。
 - ・ コピーの委任状はお受けできません。
 - ・ 住所や氏名に誤りがあるなど、内容に不備があるときは受付できない場合があります。
 - ・ 委任状の偽造、偽造した委任状の使用は犯罪であり、刑法により処罰されます。
（刑法第159条第1項、刑法第161条第1項）